

広島市立北部医療センター安佐市民病院医薬品情報提供活動要綱

1. 趣旨

この要綱は、広島市立北部医療センター安佐市民病院（以下「当院」という。）において、医薬品情報担当者が公正で迅速な活動を行うために遵守していただく事項を定めるものとする。

2. 担当者の登録

- (1) 当院では外部業者管理システム MONITARO を導入し、訪問担当者・入退館管理等を行っている。よって、訪問担当者登録は原則 MONITARO の利用を推奨する。
- (2) MONITARO への登録と同時に、「宣伝活動等に伴う許可申請書（様式 1）」を薬剤部治験管理室担当者へ提出すること。
- (3) 申請書の受理後、当院における医薬品宣伝活動が病院長より許可されれば、MONITARO アカウントを承認する。
- (4) 担当者が交代する場合、MONITARO に新しい担当者を登録し、「宣伝活動等に伴う許可申請書（様式 1）」を薬剤部治験管理室担当者へ提出して、担当交代について承認を得ること。

※MONITARO の登録が終了していても、申請書の提出がなければ宣伝活動は許可しない。

3. 入退館について

- (1) 当院を訪問した時は、必ず 2 階の薬剤部で「訪問活動許可書」を受け取り、必ず上着等に着用すること。また、院内では、同行者も必ず名札を見える場所に着用すること。
- (2) MONITARO の登録の無い者のみで院内活動は行わないこと。
- (3) 入館時は、薬剤部入口に設置された MONITARO 端末を用いて、必ず入館記録を残すこと。また、退館時も MONITARO を用いて、退館記録ならびに活動内容・面談結果を残すこと。

4. 活動時間について

- (1) 当院での情報提供活動時間（医師への面会も含む）は、平日の 16 時 30 分から 18 時 30 分までとする。
- (2) 説明会等について各診療科等とアポイントメントを取っている場合や、緊急安全情報、安全性速報、医薬品の回収等で直ちに対応を要する場合はこの限りではない。但し、上記時間外の訪問の際には薬剤主任部長にその旨を必ず報告し、訪問終了後は直ちに立ち去ること。

5. 面会予約について

- (1) 医薬品情報提供のために医師に面会の予約を取る場合、秘書室職員や医療クラークは仲介しないので、必ず医師と直接日程の調整を行うこと。その際、医師の業務に支障のない範囲で面会予約を行うよう配慮すること。
- (2) 面会の予約を取った場合でも、診療等でキャンセルする場合があるので、あらかじめ了承すること。
- (3) 医師が外来での面会を希望する場合は、あらかじめ医師と時間を調整することとし、受付職員、看護師、医療クラークを介して医師を呼出すことは禁止とする。
- (4) 医師と面会するまでの間の待機場所はやすらぎ広場とし、外来や検査エリア、病棟など患者を診察する範囲での待機は禁止する。また、医師の許可がある場合を除き、許可された場所以外の入室を禁止する。

6. 面会場所について

- (1) 原則として、2 階の打ち合わせコーナー、面談室又はスタッフコモンズとし、各科外来・病棟・医局・部長室内への立ち入りを禁止とする。
- (2) 面会室及びスタッフコモンズはセキュリティエリア内なので、医師の同伴が必要となる。また、面談室の場合は、医師に面談室の予約を取るよう依頼すること。
- (3) 医師が外来での面会を希望する場合は、あらかじめ医師と時間を調整することとし、受付職員、看護師、医療クラークを介して医師を呼出すことは禁止とする。
- (4) 医師と面会するまでの間の待機場所はやすらぎ広場とし、外来や検査エリア、病棟など患者を診察する範囲での待機は禁止する。また、医師の許可がある場合を除き、許可された場所以外の入室を禁止する。

7. 未採用医薬品の情報提供について

- (1) 未採用医薬品の情報提供をする場合は、薬剤部にて当該薬の説明会（ヒアリング）を行い、承認を得ること。ヒアリングの予約については、MONITARO の薬剤部 DI 担当の「アポイント調整」機能を使用すること。
日程：平日 15 時から 1 日 1 件のみ（原則 2 週間以上前に申請すること）
- (2) 宣伝許可がおりていない未採用医薬品について、医師から情報提供の問い合わせがあった場合は事前に薬剤部 DI 担当へ報告すること

8. 訪問許可の取り消しについて

- (1) 当院において、訪問担当者がこの要綱に定める事項を遵守していないと認める場合、及び虚偽、不正または不誠実な行為を行ったものは院内訪問の許可を取り消し、許可証の再発行は行わない場合もある。
例：予約のない訪問、許可証の紛失・破損・譲渡、決められていない場所での長時間の待機等
- (3) 本要綱に記載されていなくとも、院内ルールが遵守されない事例、苦情等の非紳士的な対応が目立つ場合には（1）と同様に院内訪問の許可を取り消す場合もある。
- (4) 訪問許可の取り消しは、1 個人だけでなく当該製薬会社全体に課する場合もある。

9. 施行

この要綱は、令和 8 年 5 月 19 日より施行する

様式 1

宣伝活動等に伴う許可申請書

年 月 日

広島市立北部医療センター安佐市民病院 病院長

住 所

会社名

代表者

印

「広島市立北部医療センター安佐市民病院医薬品情報提供活動要綱」を遵守し、医薬品等の情報提供及び宣伝活動を行いたいので下記のとおり申請します。

申請内容

(新規 ・ 変更 ・ 追加)

✓申請内容が「変更」であれば
前任者の名前を右の□内ご記入ください。

主な宣伝活動等の内容	領域又は分野
	主な医薬品名
	その他
担当者 (MONITARO 登録者)	
フリガナ 氏名	
部署	
所在地	
電話	
e-mail	

係	主任部長

公印

(起案 年 月 日) 許可してよいでしょうか。